

## 青少年教育施設評価委員会設置要綱

### (設置)

第1条 青少年教育施設の運営に対して評価・指導・助言するため、青少年教育施設評価委員会（以下「評価委員会」という）を設置する。

### (役割)

第2条 評価委員会は、高知県教育委員会事務局生涯学習課が所管する青少年教育施設のうち、香北青少年の家、高知青少年の家、青少年体育館、塩見記念青少年プラザについて、次の事項を所管する。

- (1) 事業についての調査・分析・評価
- (2) 管理運営についての指導・助言
- (3) その他必要な事項

### (組織)

第3条 評価委員会は、5名以内の委員をもって構成する。

2 委員の任期は1年以内とし、再任を妨げない。

### (委員長及び副委員長)

第4条 評価委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって定める。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (庶務)

第5条 評価委員会の庶務は、高知県教育委員会事務局生涯学習課が行う。

付則 この要綱は、平成30年6月29日から施行する。